

岡山市土地改良事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善及び農村生活環境の改善を促進するため、株式会社日本政策金融公庫等から土地改良事業（付帯事業を含む。以下「事業」という。）に要する経費又は分担金に充てるために借入れをした者に対し、当該事業により造成された土地改良施設の有する生活用水機能、防火用水機能、景観保全機能等の多面的機能を維持、増進させるため、当該借入れに係る元利償還金に充てるための経費として、土地改良事業交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付及び関連事項に関しては、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号）の規定にかかわらず、この要綱に定めるところによる。

(交付対象及び交付率等)

第2条 交付金の交付対象となる事業が、農用地を受益地として施行される事業の場合の当該事業に対する交付金の交付率は、本市の区域内に存する当該事業の受益地につき、別表1に定める率以内の率とする。

- 2 交付金の交付対象となる事業が、土地改良施設の維持管理、農村の生活環境及び景観整備等農用地を受益地として定めない事業の場合の当該事業に対する交付金の交付率は、本市の区域内に存する受益につき、別表2に定める率以内の率とする。
- 3 交付金の交付額は、交付金交付に係る借入金の元金及び利息の償還額以内の額とする。
- 4 市長は、交付金交付の必要性の程度等を考慮して適當と認めるときは、交付金の額を調整し、又は交付しないことができる。
- 5 市長は、交付金を交付するに当たつて、市の行政目的達成のために必要な条件を定めることができる。

(使途基準)

第2条の2 交付金は、当該交付金交付に係る借入金の元金及び利息の償還に要する経費以外の経費に支出してはならない。

(適格承認の申請等)

第3条 交付金の交付を受けようとする者で、事業に要する経費に充てるために借入申込みをした者は、この要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、土地改良事業交付金交付対象事業適格承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該申請に係る事業が受益地を定めないもの、又は継続事業であり、既に第6条第4項の規定による土地改良事業交付金交付契約を締結しており、かつ、当該受益地に変更がないときは、第3号及び第4号に掲げる書類を除く書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書（添付書類を含む。）
- (2) 借入申込書
- (3) 受益地域調書（図面を含む。）

(4) 同意書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 交付金の交付を受けようとする者で、事業の分担金に充てるために借入申込みをした者は、この要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、土地改良事業交付金交付対象借入適格承認申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該申請に係る事業が受益地を定めないもの、又は継続事業であり、既に第6条第4項の規定による土地改良事業交付金交付契約を締結しており、かつ、当該受益地に変更がないときは、第2号及び第3号に掲げる書類は省略できる。

(1) 借入申込書

(2) 受益地域調書（図面を含む。）

(3) 同意書

(4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前2項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、土地改良事業交付金交付対象事業（借入）適格承認決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による通知をするときは、借入期限、借入利率、償還方法等に対し必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

5 市長は、第3項の規定による審査の結果、不適當と認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

6 第12条の2第1項の規定による申請をしたときは、第1項及び第2項の規定は適用しないものとする。

（添付書類の代替）

第3条の2 前条第1項の規定による申請書を提出しようとする者は、岡山市土地改良事業事務費補助金交付要綱（平成6年4月1日施行。以下「補助金交付要綱」という。）第4条第4項及び第5条第3項の規定による通知を受けているときは、前条第1項第1号及び第3号に規定する添付書類を当該通知書に代えることができる。

（適格承認申請の取下げ）

第3条の2の2 交付金の適格承認申請をした者が、第3条第3項又は第4条第3項の規定による決定通知又は変更決定通知を受領した場合において、当該通知に係る適格承認の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から20日以内に文書をもつて取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る承認の決定はなかつたものとみなす。

（事務の遂行命令）

第3条の2の3 市長は、第3条第3項又は第4条第3項の規定による決定通知又は変更決定通知を受けた者が提出する報告又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、その者が適格承認の決定内容又はこれに付した条件に従つて事務を遂行していないと認めるときは、その者に対し、これらに

従つて当該事務を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令は、命令を受けた者が当該命令に従つた措置を市長が指定する期日までに講じないときは、第13条の2第1項第3号の規定により当該適格承認の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにして行うものとする。

(適格承認の受託申請等)

第3条の3 岡山市土地改良事業借入事務交付金交付要綱（平成6年9月30日施行）

第4条第2項及び第5条第2項の規定による通知を受けた土地改良区（以下「受託土地改良区」という。）は、当該借入れに係る交付金の交付を受けようとする者（以下「委託者」という。）と連署して、この要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、土地改良事業交付金交付対象借入適格承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 借入申込書
- (2) 受益地域調書（図面を含む。）
- (3) 同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、土地改良事業交付金交付対象借入適格承認決定通知書（様式第5号）により、受託土地改良区を経由して、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による通知をするときは、借入期限、借入利率、償還方法等に対し必要な条件を付し、又は指示をすることができる。
- 4 市長は、第2項の規定による審査の結果、不適當と認めるときは、受託土地改良区を経由して、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(適格承認の受託申請の取下げ)

第3条の4 前条第2項又は第4条の3第2項の規定による決定通知又は変更決定通知を委託者が受領した場合において、当該通知に係る適格承認の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、受託土地改良区は委託者と連署して、通知を受けた日から20日以内に文書をもって取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る適格承認の決定はなかつたものとみなす。

(事務の遂行命令)

第3条の5 市長は、第3条の3第2項又は第4条の3第2項の規定による決定通知又は変更決定通知を受けた受託土地改良区が、委託者と連署して、提出する報告又は地方自治法第221条第2項の規定による調査等により、受託土地改良区又は委託者が適格承認の決定内容又はこれに付した条件に従つて事務を遂行していないと認めるときは、受託土地改良区又は委託者に対し、これらに従つて当該事務を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令は、受託土地改良区又は委託者が当該命令に従つた措置を市長が指定する期日までに講じないときは、第13条の2第1項第3号の規定により当該適格承認の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにして行うものとする。

(変更承認申請等)

第4条 第3条第1項及び本項の規定による申請に対する承認を受けた者が、当該承認に係る事業及び借入内容を変更（中止及び廃止の場合を含む。以下この条において同じ。）しようとするときは、土地改良事業交付金交付対象事業変更承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該申請に係る事業が受益地を定めないときは、第3号及び第4号に掲げる書類は省略できる。

- (1) 事業計画変更書（添付書類を含む。）
- (2) 変更借入申込書
- (3) 受益地域調書（図面を含む。）（変更のある場合のみ）
- (4) 同意書（変更のある場合のみ）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 第3条第2項及び本項の規定による申請に対する承認を受けた者が、当該承認に係る借入内容を変更しようとするときは、土地改良事業交付金交付対象借入変更承認申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該申請に係る事業が受益地を定めないときは、第2号及び第3号に掲げる書類は省略できる。

- (1) 変更借入申込書
- (2) 受益地域調書（図面を含む。）（変更のある場合のみ）
- (3) 同意書（変更のある場合のみ）
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前2項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、土地改良事業交付金交付対象事業（借入）変更承認決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による通知をするときは、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

5 市長は、第3項の規定による審査の結果、不適當と認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(添付書類の代替)

第4条の2 前条第1項の規定による申請書を提出しようとする者は、補助金交付要綱第4条第4項及び第5条第3項の規定による通知を受けているときは、前条第1項第1号及び第3号に規定する添付書類を当該通知書に代えることができる。

(変更承認の受託申請等)

第4条の3 第3条の3第1項及び本項の規定による申請に対する承認を受けた者が、当該承認に係る借入内容を変更（中止及び廃止の場合を含む。以下この条において同じ。）しようとするときは、受託土地改良区は、当該申請者と連署して、土地改良事業交付金交付対象借入変更承認申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更借入申込書

- (2) 受益地域調書（図面を含む。）（変更のある場合のみ）
- (3) 同意書（変更のある場合のみ）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、土地改良事業交付金交付対象借入変更承認決定通知書（様式第10号）により、受託土地改良区を経由して、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知をするときは、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

4 市長は、第2項の規定による審査の結果、不適當と認めるときは、受託土地改良区を経由して、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（変更承認の適用除外）

第5条 第3条第1項及び第4条第1項の規定による申請に対する承認を受けた事業について、次に掲げる事項以外の変更があり、かつ、変更後の事業費及び借入額が変更前の事業費及び借入額と同額の場合には、第4条第1項の規定は適用しないものとする。

- (1) 事業主体の変更
- (2) 地区相互間の事業費の流用
- (3) 工事費と事務費との相互間における流用
- (4) 工事費から工事雑費への流用
- (5) 工種の新設、変更又は廃止
- (6) 工種別事業量の20パーセントを超える増減
- (7) 受益地の変更

（借入辞退の届出等）

第5条の2 第3条第3項及び第4条第3項の規定による承認を受けた者が、当該承認に係る借入れにつき、次に掲げる事由により株式会社日本政策金融公庫等に全部又は一部を借入辞退しようとするときは、第4条第1項及び第2項の規定は適用しないものとする。

- (1) 当該借入れに係る事業の事業費につき明許繰越の予算措置がなされたとき
- (2) 当該借入れに係る事業の事業費につき入札により予算残額が生じたとき
- (3) その他市長が借入辞退を指示するとき

2 前項の規定による借入辞退をしようとする者は、土地改良事業交付金交付対象借入借入辞退届出書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。

- (1) 借入辞退届
- (2) 借入辞退事由書
- (3) 借入辞退額内訳書
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による届出書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、その旨を届出者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による通知をするときは、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

5 市長は、第3項の規定による審査の結果、不適当と認めるときは、速やかにその旨を届出者に通知するものとする。

(借入辞退の受託届出等)

第5条の3 第3条の3第2項及び第4条の3第2項の規定による承認を受けた者が、当該承認に係る借入れにつき、第5条の2第1項各号に掲げる事由により株式会社日本政策金融公庫等に全部又は一部を借入辞退しようとするときは、第4条の3第1項の規定は適用しないものとする。

2 前項の規定による借入辞退をしようとするときは、受託土地改良区は、当該届出者と連署して、土地改良事業交付金交付対象借入借入辞退届出書（様式第12号）に第5条の2第2項各号に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、受託土地改良区を経由して、その旨を届出者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による通知をするときは、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

5 市長は、第3項の規定による審査の結果、不適当と認めるときは、受託土地改良区を経由して、速やかにその旨を届出者に通知するものとする。

(借入完了報告及び契約の締結等)

第6条 第3条第1項及び第4条第1項の規定による申請に対する承認を受けた者は、当該承認に係る事業が完了し、かつ、当該借入れを実行したときは、土地改良事業交付金交付対象事業及び借入完了報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添付して市長に報告し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業実績報告書（添付書類を含む。）

(2) 償還年次表

(3) その他市長が必要と認める書類

2 第3条第2項及び第4条第2項の規定による申請に対する承認を受けた者は、当該承認に係る借入れを実行したときは、土地改良事業交付金交付対象借入完了報告書（様式第14号）に次に掲げる書類を添付して市長に報告し、その承認を受けなければならない。

(1) 償還年次表

(2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前2項の規定による報告書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、土地改良事業交付金交付契約決定通知書（様式第15号）により報告者に通知するものとする。

4 市長は、前項及び第6条の3第2項の規定による審査で適當と認めるときは、土地改良事業交付金交付契約（以下「交付金交付契約」という。）を契約書（様式第16号）により締結するものとする。

5 市長は、第3項の規定による通知をするときは、必要な条件を付し、又は指示をす

ることができる。

- 6 市長は、第3項の規定による審査の結果、不適當と認めるときは、速やかにその旨を報告者に通知するものとする。
- 7 市長は、第3項の審査の結果、交付金交付対象事業及び借入れに係る完了報告の内容が、当該承認決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該交付金交付対象事業及び借入れについて、これに適合させるための措置をとるべきことを当該報告者に対して命ずることができる。
- 8 第1項及び第2項の規定は、前項の規定による命令に従つて行う交付金交付対象事業及び借入れの完了報告について準用する。

(添付書類の省略)

第6条の2 前条第1項の規定による報告書を提出しようとする者は、補助金交付要綱第8条第3項の規定による通知を受けているときは、前条第1項第1号に規定する添付書類は省略できる。

(受託借入完了報告等)

第6条の3 第3条の3第1項及び第4条の3第1項の規定による申請に対する承認を受けた者が、当該承認に係る借入れを実行したときは、受託土地改良区は、当該借入者と連署して、土地改良事業交付金交付対象借入完了報告書（様式第17号）に次に掲げる書類を添付して市長に報告し、その承認を受けなければならない。

- (1) 償還年次表
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による報告書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、土地改良事業交付金交付契約決定通知書（様式第18号）により、受託土地改良区を経由して、報告者に通知するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定による通知をするときは、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。
 - 4 市長は、第2項の規定による審査の結果、不適當と認めるときは、受託土地改良区を経由して、速やかにその旨を報告者に通知するものとする。
 - 5 市長は、第2項の審査の結果、交付金交付対象借入れに係る完了報告の内容が、当該承認決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該交付金交付対象借入れについて、これに適合させるための措置をとるべきことを当該受託土地改良区若しくは報告者に対して命ずることができる。
 - 6 第1項の規定は、前項の規定による命令に従つて行う交付金交付対象借入れの完了報告について準用する。

(交付金の請求)

第7条 第6条第4項、第11条第3項、第11条の2第3項及び第12条の3第3項の規定による契約を締結した者（以下「契約者」という。）が、当該交付金交付契約に係る交付金の交付を受けようとするときは、当該交付金交付契約に係る借入金償還期日の30日前までに、土地改良事業交付金請求書（様式第19号）により請求するものとする。ただし、市長が特に認めたものは、この限りでない。

(初回償還完了の届出等)

第7条の2 契約者は、交付金交付契約に係る初回の償還が完了したときは、当該償還日ごとにまとめて、土地改良事業交付金交付契約初回償還完了届出書(様式第20号)に次に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。

- (1) 初回償還実績明細書
- (2) 元利償還金領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による届出書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、その旨を届出者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知をするときは、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

4 市長は、第2項の規定による審査の結果、不適當と認めるときは、速やかにその旨を届出者に通知するものとする。

(利息等減免の届出)

第7条の3 契約者は、交付金交付契約に係る借り入れについて株式会社日本政策金融公庫等に利息等の減免を申請したときは、土地改良事業交付金交付契約利息等減免申請届出書(様式第21号)に次に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。

- (1) 利息等減免申請書
- (2) 利息減免対象借入一覧表
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による届出書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、その旨を届出者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知をするときは、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

4 市長は、第2項の規定による審査の結果、不適當と認めるときは、速やかにその旨を届出者に通知するものとする。

(償還実績報告等)

第7条の4 交付金交付契約に係る償還が完了した契約者は、当該償還日ごとにまとめて、土地改良事業交付金交付契約償還実績報告書(様式第22号)に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。ただし、契約者が土地改良区以外の者である場合にはこの限りでない。

- (1) 債還実績明細書
- (2) 元利償還金領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による報告書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、当該交付金交付契約に係る交付金の額を確定し、土地改良事業交付金交付契約交付金確定通知書(様式第23号)により、報告者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知をするときは、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

4 市長は、第2項の規定による審査の結果、交付金の成果がその目的に適合しないと認めたときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該契約者に対して命ずることができる。

5 第1項の規定は、前項の規定による命令に従つて行う実績報告について準用する。
(繰上償還の届出等)

第8条 契約者は、交付金交付契約に係る借入れについて、全部又は一部を繰上償還しようとするときは、土地改良事業交付金交付対象借入繰上償還届出書(様式第24号)に次に掲げる書類を添付して、市長に届け出なければならない。ただし、当該借入れに係る事業が受益地を定めないもの、又は当該繰上償還の事由が受益地の農地転用以外の事由によるときは、第2号及び第3号に掲げる書類は省略できる。

- (1) 繰上償還事由書
- (2) 繰上償還該当受益地域図
- (3) 繰上償還該当受益地面積明細書
- (4) 繰上償還該当借入明細書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により届け出られた繰上償還がなされたときは、当該繰上償還に係る交付金該当額は、交付の対象としないものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による届出書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、その旨を届出者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による通知をするときは、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

5 市長は、第3項の規定による審査の結果、不適當と認めるときは、速やかにその旨を届出者に通知するものとする。

6 第12条の2第3項の規定による決定通知を受けて、金利軽減を目的とする借換えのために実行する繰上償還については第1項の規定を適用しないものとする。

(繰上償還完了報告等)

第8条の2 契約者は、前条第1項の規定により届け出た繰上償還が完了し、かつ、当該繰上償還の内容が当該届出書の内容と同一のときは、土地改良事業交付金交付対象借入繰上償還完了報告書(様式第25号)に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。ただし、完了した繰上償還の内容が前条第1項の規定により届け出た内容と異なるときは、前条第1項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 償還年次表
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による報告書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、その旨を報告者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知をするときは、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

4 市長は、第2項の規定による審査の結果、不適當と認めるときは、速やかにその旨

を報告者に通知するものとする。

(添付書類の省略)

第8条の3 第8条第1項の規定による届出をしようとする者は、第9条第3項及び第9条の2第2項の規定による通知を受けており、かつ、当該繰上償還と当該農地転用の内容が同一のときは、第8条第1項第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する書類の添付けは省略できる。

(添付書類の代替)

第8条の4 第8条第1項の規定による届出をしようとする者は、岡山市土地改良事業資金繰上償還交付金交付要綱（平成6年6月1日施行。以下「繰上償還交付要綱」という。）第4条第2項及び第5条第2項の規定による通知を受けており、かつ、当該繰上償還の内容が同一のときは、第8条第1項第1号から第4号までに規定する添付書類を当該通知書に代えることができる。

(農地転用の届出等)

第9条 契約者は、交付金交付契約に係る借入れの償還完了前に、当該借入れに係る事業の受益地が農地転用されるときは、土地改良事業交付金交付対象事業受益地農地転用届出書（様式第26号）に次に掲げる書類を添付して、市長に届け出なければならない。

- (1) 農地転用事由書
- (2) 農地転用受益地域図
- (3) 農地転用面積明細書
- (4) 農地転用該当借入明細書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する農地転用がなされたときは、当該農地転用に係る交付金該当額は、交付の対象としないものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるとときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による届出書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、その旨を届出者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による通知をするときは、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

5 市長は、第3項の規定による審査の結果、不適當と認めるときは、速やかにその旨を届出者に通知するものとする。

6 第12条の2第3項の規定による決定通知を受けて、金利軽減を目的とする借換えのために実行された借入れについては第1項の規定を適用しないものとする。

(農地転用完了報告等)

第9条の2 契約者は、前条第1項の規定により届け出た農地転用が完了し、かつ、当該農地転用の内容が当該届出書の内容と同一のときは、土地改良事業交付金交付対象事業受益地農地転用完了報告書（様式第27号）により、市長に報告しなければならない。ただし、完了した農地転用の内容が前条第1項の規定により届け出た内容と異

なるときは、前条第1項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、その旨を報告者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による通知をするときは、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。
- 4 市長は、第2項の規定による審査の結果、不適當と認めるときは、速やかにその旨を報告者に通知するものとする。

(交付金の返納)

- 第10条 契約者は、当該借入れにつき控除利息の発生等により、年次償還利息額に係る交付金を交付該当額を超えて受けたときは、当該超過額を返納しなければならない。
- 2 契約者は、第8条の2第1項の規定による報告をしたときに、当該繰上償還に係る交付金該当額の交付金の交付を受けているときは、当該交付金該当額を返納しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
 - 3 契約者は、第9条の2第1項の規定による報告をしたときに、当該農地転用に係る交付金該当額の交付金の交付を受けているときは、当該交付金該当額を返納しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
 - 4 契約者は、別表1に定める本項該当事業に係る交付金交付契約につき当該事業の受益地が事業完了の翌年度から起算して8年を経過しない間に農地転用されたときは、交付金既交付額のうち当該農地転用に係る交付金該当額を返納しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
 - 5 契約者は、第7条の3第1項の規定による届出をした交付金交付契約に係る借入れについて、株式会社日本政策金融公庫等から利息等の減免額の返納を受けたときは、当該返納額を返納しなければならない。
 - 6 市長は、交付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に關し、既に交付金が交付されているときは、契約者に対し土地改良事業交付金返還命令書（様式第28号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
 - 7 市長は、契約者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

(返納等の適用除外)

- 第10条の2 市長は、繰上償還交付要綱の規定による土地改良事業資金繰上償還交付金の交付をしたときは、当該交付金交付に係る事業の受益地の農地転用については、第10条第2項、第3項及び第4項の規定は適用しないものとする。
- 2 市長は、第10条第3項の規定による返納を受けたときには、第10条第2項の規定は適用しないものとする。

(返納の減免申請等)

- 第10条の3 市長は、交付金交付に係る事業の受益地が、公共の利益となる事業に必

要な土地として農地転用され、かつ、第8条の2第1項及び第9条の2第1項の規定による報告がなされているときは、第10条第2項、第3項及び第4項の規定による交付金の返納を減免することができる。

2 前項の規定による交付金の返納の減免を受けようとする者は、土地改良事業交付金返納減免申請書（様式第29号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付金の返納の減免を受けようとする農地転用の内容が第9条の2第1項の規定による報告と同一のときは、第2号、第3号、第4号及び第5号に規定する書類の添付は省略できる。

- (1) 減免申請事由書
- (2) 農地転用事由書
- (3) 農地転用受益地域図
- (4) 農地転用面積明細書
- (5) 農地転用該当借入明細書
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、減免額等を土地改良事業交付金返納減免決定通知書（様式第30号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による通知をするときは、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

5 市長は、第3項の規定による審査の結果、不適當と認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（契約者変更等）

第11条 交付金交付契約の契約者の地位を承継しようとする者は、土地改良事業交付金交付契約承継承認申請書（様式第31号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 地位の承継を証明する書類
- (2) 契約者変更事由書
- (3) 契約者変更契約明細書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、土地改良事業交付金交付契約承継承認決定通知書（様式第32号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査で適當と認めるときは、土地改良事業交付金交付契約の契約者を契約者変更契約書（様式第33号）により変更するものとする。

4 市長は、第2項の規定による通知をするときは、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

5 市長は、第2項の規定による審査の結果、不適當と認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（交付金交付先の変更）

第11条の2 交付金交付契約の契約者は、当該交付金交付契約に係る交付先を変更する必要が生じたときは、土地改良事業交付金交付先変更承認申請書（様式第34号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付金交付先変更事由書
- (2) 交付金交付先変更契約明細書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、土地改良事業交付金交付先変更承認決定通知書（様式第35号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査で適當と認めるときは、土地改良事業交付金交付契約の契約者を交付金交付先変更契約書（様式第36号）により変更するものとする。

4 市長は、第2項の規定による通知をするときは、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

5 市長は、第2項の規定による審査の結果、不適當と認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（契約変更等）

第12条 市長は、第8条の2第1項及び第9条の2第1項の規定による報告がなされたときは、当該交付金交付契約を契約変更書（様式第37号）により変更しなければならない。

（借換承認申請等）

第12条の2 第6条第4項の規定により交付金交付契約を締結した契約者は、当該契約に係る借入金の金利負担軽減を目的として、当該借入金の借換えをしようとするときは、この要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、土地改良事業交付金交付対象借入借換承認申請書（様式第38号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 償還年次表
 - (2) 資金借換計画書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 第3条第2項及び第3条の3第1項の規定による申請に対する承認を受けて交付金交付契約を締結した契約者が共同で前項の申請をする場合には、借換後の契約予定者が代表となることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、土地改良事業交付金交付対象借入借換承認決定通知書（様式第39号）により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による通知をするときは、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。
- 5 市長は、第3項の規定による審査の結果、不適當と認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(借換承認申請の取下げ)

第12条の2の2 借換承認の申請をした者が、前条第3項の規定による決定通知を受領した場合において、当該通知に係る借換承認の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から20日以内に文書をもつて取り下げができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る借換承認の決定はなかつたものとみなす。

(事務の遂行命令)

第12条の2の3 市長は、借換承認の申請をした者が提出する報告又は地方自治法第221条第2項の規定による調査等により、その者が借換承認の決定内容又はこれに付した条件に従つて事務を遂行していないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該事務を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令は、借換承認の申請をした者が当該命令に従つた措置を市長が指定する期日までに講じないとときは、第13条の2第1項第3号の規定により当該借換承認の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにして行うものとする。

(借換完了報告及び契約締結等)

第12条の3 第12条の2第3項の規定による決定通知を受けた者は、当該借換えを実行したときは、土地改良事業交付金交付対象借入借換完了報告書（様式第40号）に次に掲げる書類を添付して市長に報告し、その承認を受けなければならない。

- (1) 償還年次表（新規借入分）
- (2) 繰上償還領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による報告書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、土地改良事業交付金交付契約〔借換分〕決定通知書（様式第41号）により報告者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定による審査で適當と認めるときは、土地改良事業交付金交付契約書〔借換分〕（様式第42号）により、交付金交付契約を締結するものとする。

- 4 市長は、第2項の規定による通知をするときは、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

- 5 市長は、第2項の規定による審査の結果、不適當と認めるときは、速やかにその旨を報告者に通知するものとする。

- 6 市長は、第2項の審査の結果、交付金交付対象借入借換に係る承認決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該交付金交付対象借入借換について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該報告者に対して命ずることができる。

- 7 第1項の規定は、前項の規定による命令に従つて行う交付金交付対象借入借換の完了報告について準用する。

(契約変更等の適用猶予)

第13条 市長は、第9条の2第1項に規定する報告がなされたときに、契約者が、当

該借入金の繰上償還について株式会社日本政策金融公庫等から猶予を受けているときは、当該交付金交付契約について、当該繰上償還猶予の範囲内において第9条第2項、第10条第3項及び第4項、及び第12条の規定の適用を猶予することができる。

2 前項の規定による交付金交付契約の契約変更等の猶予を受けようとする者は、土地改良事業交付金交付契約変更等猶予承認申請書（様式第43号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、契約変更等の猶予を受けようとする契約に係る事業の受益地の農地転用の内容が第9条の2第1項の規定による報告と同一のときは、第3号、第4号及び第5号に規定する書類の添付は省略できる。

- (1) 繰上償還猶予決定通知書
- (2) 契約変更等猶予承認申請事由書
- (3) 契約変更等猶予農地転用受益地域図
- (4) 契約変更等猶予農地転用面積明細書
- (5) 契約変更等猶予農地転用該当借入明細書
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、契約変更等猶予の内容を土地改良事業交付金交付契約変更等猶予承認決定通知書（様式第44号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による通知をするときは、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

5 市長は、第3項の規定による審査の結果、不適當と認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条の2 市長は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金交付契約の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
 - (2) 交付金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 前各号のほか交付金交付契約の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示・命令に従わなかつたとき。
- 2 前項の規定は、交付金の額の確定があつた後についても適用する。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合、土地改良事業交付金交付取消決定通知書（様式第45号）により、当該契約者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定により、交付金交付契約の全部又は一部を取り消した場合において、当該交付金交付契約が取消しの翌年度以降も継続するときには、当該取消内容に応じて、当該交付金交付契約を変更しなければならない。

（加算金等）

第13条の3 契約者は、第13条の2第1項各号に定める事由による取消しを受けた場合において、第10条第6項及び第7項の規定による交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を

命ぜられた交付金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 契約者は、交付金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかつたときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（前項の規定による加算金を除く。）につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（他の債務との相殺）

第13条の4 市長は、契約者が交付金の返還を命ぜられ、当該交付金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、市の支払うべき私法上の債務があるときは、当該債務と未納付額とを相殺することができる。

（財産処分等の承認）

第14条 契約者が、交付金交付に係る事業により取得し、又は効用を増加した土地改良財産（以下「財産」という。）を交付金交付の目的に反して使用し、譲与し、交換し、貸与し、又は担保に供しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。ただし、当該事業が国及び県から補助金の交付を受けた事業であり、かつ、当該財産の処分につき国及び県の承認を受けたときは、その内容を併せて報告しなければならない。

- 2 前項の規定による承認を受けようとする者は、土地改良財産処分等承認申請書（様式第46号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 土地改良財産処分等内訳書（関係図面等含む。）
- (2) 土地改良財産処分等事由書
- (3) 土地改良財産処分等該当借入明細書
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、財産処分等について承認内容を土地改良財産処分等承認決定通知書（様式第47号）により申請者に通知するものとする。

- 4 市長は、前項の規定による通知をするときは、交付金の返納等につき必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

- 5 市長は、第3項の規定による審査の結果、不適當と認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（財産処分等制限の適用除外）

第15条 前条第1項の規定は、次に掲げる場合には適用しないものとする。

- (1) 契約者が、当該事業に係る交付金既交付額を返納し、かつ、当該事業に係る借入金の償還完了前にあつては、当該借入残元金の全額を繰上償還する場合
- (2) 当該財産の耐用年数を経過し、かつ、当該事業に係る借入金の償還が完了している場合

- 2 前条第1項の規定は、次に掲げる財産には適用しないものとする。

- (1) 一件の取得価格が100万円以下の機械及び器具

- (2) 事業施行に必要な事務費として支出した経費により取得した財産
 - (3) 市長が特に認めた財産
- (関係書類の保存年限)

第16条 契約者は、交付金交付に係る証拠書類を当該交付金に係る事業により取得し、又は効用を増加した財産の耐用年数を経過し、かつ、当該事業に係る借入金の償還が完了するまでの間保存しなければならない。ただし、交付金に係る借入れが、事業の分担金の納付に充てるためになされたときは、当該借入金の償還が完了するまでの間とする。

2 契約者は、交付金に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年12月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年6月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年8月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年8月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年3月15日から施行する。

改正後の岡山市土地改良事業交付金交付要綱は、平成17年度実施事業から適用する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

改正後の岡山市土地改良事業交付金交付要綱は、平成19年度実施事業から適用する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

改正後の岡山市土地改良事業交付金交付要綱は平成21年度以降に施行が決定する事業から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成22年9月21日から施行し、平成22年度に実施する事業から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現に実施している元気な地域づくり交付金事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成25年3月29日から施行し、平成24年度実施事業から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、平成23年度以前に適格承認を受けた小規模ため池補強事業元利償還助成事業の地区については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成28年2月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

改正後の岡山市土地改良事業交付金交付要綱は、平成30年度実施事業から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。